

プレミアム付商品券事業のお知らせ

大洲市では、10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域での消費を喚起・下支えすることを目的にプレミアム付商品券事業を行います。

	市民税非課税者	子育て世帯
購入対象者	次のすべてに該当する人 ▽平成31年1月1日時点で大洲市住民基本台帳に記録されている人 ▽平成31年度分の市民税の均等割が課税されていない人 ※課税者の扶養親族などは除きます。 ▽生活保護被保護者などではない人	平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子がいる世帯主
購入限度額	券額面25,000円（販売額20,000円）	券額面25,000円（販売額20,000円） ×学齢が3歳未満の子の数
購入のための申請手続き	申請が必要です。 7月下旬に申請書などを住民票所在地に郵送します。10月31日(木)までに申請してください。(当日消印有効)	申請は不要です。 学齢が3歳未満の子の世帯主に購入引換券を送付します。
使用可能期間	令和元年10月1日(火)から令和2年2月29日(土)まで（予定）	

【注意事項】

商品券購入の際には受取人の本人確認が必要です。購入場所、購入期間は現在調整中です。購入対象者には、別途お知らせします。

商品券取扱店舗の募集

店舗で商品券により物品の販売やサービスの提供などの取引をするためには、事前に「商品券取扱店舗」の登録が必要です。登録方法については、市公式ホームページで確認するか、商工業課までお問い合わせください。

【申込期限】

7月31日(水)まで（予定）

※この期間以降も受け付けは行いますが、商品券購入者向けのチラシなどに「商品券が使えるお店」として掲載できない場合があります。

【問い合わせ先】

- ▽プレミアム付商品券事業に関する事
- 子育て支援課 ☎24-5718
- ▽市民税に関する事
- 税務課 ☎24-1711
- ▽取扱店舗募集に関する事
- 商工業課 ☎24-1722

令和元年度 河床掘削工事の実施予定について

愛媛県南予地方局大洲土木事務所では、河川内に土砂が異常堆積し、治水上支障のある箇所について、堆積土砂を撤去し流下能力を回復させる河床掘削工事を実施しています。

大洲市内で現在予定している河床掘削工事箇所は次のとおりです。

河川名	箇所名
肱川	菅田町宇津・森山・肱川町宇和川
清永川	八多喜町
矢落川	喜多山
嵩富川	柚木
上須戒川	上須戒
田野々川	新谷
野田川	徳森
古川	東大洲・若宮
久米川	平野町平地
八河川	森山
出海川	長浜町出海

※現在実施中の工事も含みます。

【問い合わせ先】

愛媛県南予地方局大洲土木事務所 ☎24-5121

健康フォーラム in OZメッセ

～知ろう 守ろう 自分の健康 備えよう災害に～

大洲病院では、地域共生社会づくりを目指し、地域における「福祉まちづくり」のネットワーク拠点の確立、地域住民との関係を深める地域貢献活動、健康づくりによる地域力の向上を目的として、次のとおり地域健康フォーラムを開催します。

「健康チェック」、「災害時の健康維持」などの他にも楽しいイベントを同時に開催しますので、ぜひこの機会にご参加ください。

【日時】 7月6日(土) 午前9時～午後3時

【場所】 OZメッセ（東大洲1596）

【内容】

「健康チェックコーナー」、「運動コーナー」、「防災・減災コーナー」、「子どもの白衣・消防衣試着体験&キーホルダーコーナー」など

【費用】 無料

【問い合わせ先】

市立大洲病院事務課 ☎24-2151

第28回大洲市カヌーツーリング駅伝大会参加者募集



この大会は、郷土の母なる川「肱川」の自然に親しむことにより、川を大切にす意識の高揚を図り、カヌーの普及と生涯スポーツの振興を目的に開催されます。今年、昨年の豪雨災害の影響により、スタート地点を旧板野橋跡とするため、5区間から4区間に変更して実施します。

【開催日時】

8月18日(日) 午前9時～

【コース】※予定

旧板野橋跡～大洲城下
11・9キロメートル(4区間)

【参加資格】

中学生以上で心身ともに健康な人

【チーム編成】

監督1人(選手を兼ねることも可)
選手4人、補欠2人まで

【クラス】

▽Aクラス

カヌー協会またはカヌー部に所属する人が1人以上いるチーム

▽Bクラス

Aクラスに該当しない中学生以上で編成するチーム

▽Cクラス

中学生だけで編成するチーム
▽レディースクラス

【参加料】

1チーム 3200円

(傷害保険料含む)

※高校生以下は、1600円

(市内中学生チームは無料)

【申し込み期限】 7月22日(月)

※詳細や申込書などについては、市公式ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】

大洲市カヌーツーリング駅伝大会
実行委員会事務局
(文化スポーツ課内)

☎241734

FAX235760

大洲ジュニアトライアスロン大会の終了について

一級河川肱川および肱川緑地公園で開催していましたが、「大洲ジュニアトライアスロン大会」について、今年度以降の大会を中止することになりました。

平成7年の第1回大会から24年間にわたり、多くのみなさんにご協力いただき開催してきましたが、さまざまな要因により、継続して開催することが困難と判断しました。

市内をはじめ、県内外からも多くの参加があり、大会を熱く盛り上げていただきました。選手のみならず、運営に携わり支えてくださったボランティアのみならず、誠にありがとうございました。



【問い合わせ先】

文化スポーツ課 ☎24-1734 FAX23-5760

大阪交響楽団主催
音楽による心の復興事業

(公社)日本オーケストラ連盟および加盟のオーケストラは、自然災害の被災者を対象とした「音楽による心の復興」事業を展開していて、大洲市でのコンサートの開催が決定しました。

コンサートでは、大阪交響楽団より、チェロの首席奏者である大谷雄一さんと、コントラバスの首席奏者である大槻健太郎さんの2人に演奏していただきます。

入場無料です。ぜひ、素晴らしい音色に耳を傾けて、心のリフレッシュをしてみませんか。

【日時】 8月1日(木)

午後6時～

※開場：午後5時30分

※約1時間程度のコンサートになります。

【場所】 平公民館大ホール

(駐車場：徳森グラウンド駐車場)



【問い合わせ先】 文化スポーツ課 ☎57-9993

大洲地区広域消防事務組合消防職員を募集します

【採用予定人員】

▽消防職（一般） 5人程度

▽消防職（救急救命士） 2人程度

【受験資格】

▽消防職（一般）

平成7年4月2日以降に生まれ

た人で、大学、短期大学または

高等学校を卒業もしくは令和2

年3月末までに卒業見込みの人

▽消防職（救急救命士）

平成6年4月2日以降に生まれ

た人で、救急救命士の資格を有

する人、または令和2年3月末

までに資格取得見込みの人

▽日本の国籍を有する人

▽採用後、大洲市、内子町のいづ

れかに居住可能な人

▽次の身体要件を備えている人

・視力

両眼とも視力が0.7以上（矯

正を含む）であること

・聴力

左右とも正常であること など

▽普通自動車免許取得者（AT車

限定を除く）または令和2年3

月末までに取得できる人

※ただし、生年月日などの関係で

取得できない人は、令和2年度

中に取得できる人

【試験日時・場所】

▽第一次試験

9月22日(日)

午前9時～午後5時

大洲市役所2階大ホール ほか

▽第二次試験

11月上旬予定

※第二次試験の詳細は、第一次試

験合格者に通知します。

【受付期間】

7月1日(月)～8月2日(金)

午前8時30分～午後5時

※土日・祝日を除く。

※郵送の場合は、8月2日(金)まで

の消印のあるものに限り受け付

けます。受験申込書は、消防本

部または各支署で用意していま

す。

詳しくは、地区回覧の「令和元

年度大洲地区広域消防事務組合消

防職員採用試験案内」をご覧いた

だくか、左記までお問い合わせく

ださい。

【問い合わせ先】

大洲地区広域消防事務組合

消防本部総務課 ☎242666

<http://ozu19.jp/index.html>

市立大洲病院職員を募集します

【共通受験資格】

▽日本国籍を有する人

▽地方公務員法第16条（成年被後見人など）に該当しない人

【受付期間】 7月1日(月)～31日(水)

【採用予定日】 令和2年4月1日(水)

採用予定職種	人数	受験資格
薬剤師	若干名	薬剤師の免許を有する人または令和2年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
理学療法士	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた人で、理学療法士の免許を有する人または令和2年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
言語聴覚士	若干名	昭和49年4月2日以降に生まれた人で、言語聴覚士の免許を有する人または令和2年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
診療放射線技師	若干名	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、診療放射線技師の免許を有する人
看護師	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、看護師の免許を有する人または令和2年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人

※詳しくは市立大洲病院ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 市立大洲病院 ☎24-2151

各種手当について

【特別児童扶養手当】

▽受給資格者

一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母または父母に代わってその児童を養育している人

▽支給要件

- ・障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと
- ・障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと

▽手当月額

（障がい程度により異なる）

- ・1級 5万2200円
- ・2級 3万4770円

▽手当の支給

毎年4、8、11月の3期

【特別障害者手当】

▽受給資格者

重度障がい者（20歳以上）であって、日常生活において常時特別な介護を必要とする人

▽支給要件

重度障がい者（20歳以上）が施設入所または入院（3カ月超え）していないこと

▽手当月額

2万7200円

▽手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期

【障害児福祉手当】

▽受給資格者

重度障がい児（20歳未満）であって、日常生活において常時介護を必要とする人

▽支給要件

- ・重度障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと
- ・重度障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと

▽手当月額

1万4790円

▽手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期

【各種手当の共通事項】

▽支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。

▽現況届の提出

受給者は、毎年定められた期限内に所得状況などの現況届を提出する必要があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課障がい福祉係

☎24 1758

☎52 1111

☎34 2311

☎39 2111

長浜支所

☎52 1111

☎34 2311

☎39 2111

河辺支所

☎39 2111

☎34 2311

☎39 2111

旧優生保護法による優生手術などを受けたみなさんへ

平成31年4月24日に、「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が施行され、優生手術などを受けた人に国から一時金が支給されることとなりました。

詳しくは以下のとおりとなりますのでご確認ください。

【一時金の対象となる人】

①または②に該当する人で、現在、生存している人が対象です。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた人（母体保護のみを理由として手術した人は除く）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた人（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものではないことが明らかな手術などを受けた人は除く）

【請求期限】

平成31年4月24日から5年以内

【一時金の支給金額】

320万円（一律）

【一時金の請求手続き】

愛媛県健康増進課または八幡浜保健所の窓口へ請求書を提出してください。（郵送による提出も可）

請求書の様式などについては、市公式ホームページをご確認ください。

【申請受け付け・問い合わせ先】

▽愛媛県保健福祉部健康増進課

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

☎089 (912) 2405

▽八幡浜保健所

〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-37

☎0894 (22) 4111 ※来所の場合、予約が必要です。

▽厚生労働省旧優生保護法一時金に関する相談窓口

☎03 (3595) 2575 ※問い合わせのみ

後期高齢者医療制度について

保険証が新しくなります

現在の保険証（薄桃色）は、7月末に有効期限が切れます。

8月1日（木）からは、新しい保険証（青色）に変わります。

【対象者】

▽75歳以上の人

▽65歳から74歳までの一定の障がいがある人（本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）

【一部負担割合】

1割または3割

※平成30年中の所得で決定

【交付時期】

新しい保険証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。なお、8月以降新たに75歳となる人の保険証は、誕生日の前月に郵送します。新しい保険証が届いたら、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認してください。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の有効期限も、7月31日です。

現在保有し、次の要件を満たしている人は、保険証と一緒に送付しますので、申請の必要はありません。

要 件	
限度額適用・標準負担額減額認定証	<ul style="list-style-type: none"> ▽保険料の滞納がない ▽今年度の住民税が非課税の世帯 ▽世帯内に所得の未申告者がいない
限度額適用認定証	<ul style="list-style-type: none"> ▽保険料の滞納がない ▽今年度の住民税課税所得が145万円以上690万円未満 ▽世帯主と世帯内の被保険者に所得の未申告者がいない

※世帯内に19歳未満の人がいる場合、判定に使用する所得は、住民税課税所得と異なる場合があります。

保険料の通知書を送付します

今年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額（10円未満切り捨て）で、限度額は62万円です。

世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じ、均等割額が軽減される場合があります。

※平成30年度における9割軽減の区分は、今年度8割軽減になります。

後期高齢者医療制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人（国民健康保険および国民健康保険組合は除く）は所得割の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。ただし、世帯（世帯主と被保険者）の所得が低い人は、所得に応じた均等割額の軽減が受けられません。

※平成30年度は、加入期間にかかわらず、均等割額の5割軽減が適用されていましたが、今年度からは加入後2年間が対象になります。

$$\text{一人あたりの保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額} \\ = 46,374\text{円} + (\text{総所得金額など} - 33\text{万円} \text{【基礎控除額】} \times \text{所得割率} 8.78\%)$$

納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書または口座振替で納める「普通徴収」の2通りあります。前年度と納付方法が変更になっている人もいますので通知書を必ずご確認ください。

社会全体で制度を支えています

医療にかかる費用のうち、医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用を公費（国・県・市町の負担金）で約5割、後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で約4割、残りの1割を被保険者のみなさんが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

詳しくは、保険証と一緒に送付する「制度のご案内」をご覧ください。

平成30年7月豪雨による保険料減免について

被災された人で減免申請がお済みでない人は、お早めにお問い合わせください。

【問い合わせ先】

保険年金課 ☎ 24 1713

介護保険のお知らせ

保険料の通知書を送付します

介護保険制度は、40歳以上の人に納めていただく保険料と公費で運営されています。

▽40～64歳の人

各種健康保険から保険料を納付

▽65歳以上の人

直接市町村に保険料を納付

65歳以上の人の介護保険料は、毎年7月に本人の収入や住民税の課税状況、同一世帯内の家族の課税状況によって決まります。7月中旬に保険料決定通知書を送付しますのでご確認ください。

介護保険料の納め方

【特別徴収】

原則として、年金額が年額18万円以上の人は、年金から天引きされます。

年金額が18万円以上の人でも、年度途中で65歳になった場合や、他の市区町村から転入した場合、所得段階が変わった場合などには、一定期間「普通徴収」になることがあります。

【普通徴収】

年金額が年額18万円未満の人などは、送付される納付書で納めて

ください。また、取扱金融機関で口座振替を利用することができます。

納め忘れにご注意ください

特別な事情がないのにに保険料を滞納していると、滞納期間に応じてサービスにかかる保険給付が制限されます。

平成30年7月豪雨に伴う保険料減免が延長されます

今年度の保険料年額のうち4～6月相当分について、被災の程度により減免します。

平成30年度保険料の減免決定を受けている人は、改めて申請する必要はありません。今年度の保険料が決定する7月以降に減免決定し、保険料額を調整します。

被災された人で減免申請がお済みでない人は、7月5日(金)までにお問い合わせください。

【問い合わせ先】

高齢福祉課介護保険管理係

☎ 24 1714

☎ 52 1114

☎ 34 2311

☎ 39 2111

長浜支所

肱川支所

河辺支所

65歳以上の人の平成31年度（令和元年度）介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	▽生活保護受給者 ▽老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人 ▽世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.375	26,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.625	43,500円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.725	50,500円
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	62,700円
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える人	基準額	69,600円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	83,600円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.30	90,500円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.50	104,400円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人	基準額 ×1.70	118,400円

※第1段階から第3段階の人は、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う負担を抑えるために公費が投入され、介護保険料が軽減されています。

Information pick up

高齡福祉課介護保険管理係
【問い合わせ先】
 長浜支所 ☎24-1714
 肱川支所 ☎34-2311
 河辺支所 ☎39-2111

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院などや短期入所（ショートステイ）を利用する低所得世帯の人を対象に、食費・部屋代の負担軽減を行っています。軽減を受けるためには事前に申請し、介護保険負担限度額認定証の交付を受ける必要があります。介護保険負担限度額認定証の有効期限は7月31日までです。引き続き軽減を受ける場合は、7月中旬に更新の手続きをしてください。

介護保険施設などの食費・部屋代の負担軽減について

介護保険負担割合証を送付します
 要支援・要介護認定を受けている人全員に、自身の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月中に送付する予定です。有効期間は、8月1日から翌年7月31日までで、毎年発行します。
 なお、それ以降に新たに認定を受けた人などについては、順次発送します。

	対 象 者	負担限度額（上限）	
		部屋代	食 費
第1段階	▽老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人 ▽生活保護などを受給している人	0円～ 820円	300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	370円～ 820円	390円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記2段階以外の人	370円～ 1,310円	650円
第4段階	上記以外の人	負担限度額なし	

かつ、預貯金などが単身で1千万円（夫婦で2千万円）以下

国民年金保険料免除・納付猶予制度について

保険料を納めることが経済的に難しい場合、申請により承認されると、保険料の全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、または、納付猶予を受けることができます。

保険料の免除が承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一のときに、障がい年金や遺族年金を受け取るために必要な期間にも含まれます。

ただし、免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、一部免除の承認を受けた人で、納めるべき一部の保険料を期限内に納めなかった場合、一部免除が無効となり、未納期間となるのでご注意ください。

【審査基準】

▽免除の場合

申請者、配偶者、世帯主それぞれの前年（1月から6月までは前々年）所得が基準以下であること

▽猶予の場合

50歳未満の人で、申請者、配偶者のそれぞれの前年（1月から6月までは前々年）所得が基準以下であること

【申請できる期間】

▽過去の期間

受け付けをした月の2年1カ月前まで

▽将来の期間

翌年の6月（申請月が1月から6月まではその年の6月）分まで

※令和元年7月から令和2年6月分は、7月1日（月）から受付開始です。

【必要なもの】 年金手帳・認め印

※失業したことにより免除申請する場合は、雇用保険受給資格者証や離職票が必要な場合があります。

【申請・問い合わせ先】

保険年金課 ☎24-1713 長浜支所 ☎52-1113
 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111